

船舶で宮島を訪問される皆様へ

千年先も、
いつくしむ。

宮島
MIYAJIMA

持続可能な宮島を、みんなのチカラで。

宮島訪問税のご案内

2023年10月1日(日)開始

船舶で宮島を訪問される方は、宮島訪問税100円が必要となります。
(宮島訪問税は、廿日市市が課税する地方税です)

支払い方法

宮島に渡るフェリーなどの船舶会社が、廿日市市に代わって税を徴収します。

券売機や窓口、自動改札機で乗船料とともに宮島訪問税を支払ってください。詳しくは、船舶会社にお尋ねください。

納税の対象にならない方

- 未就学児(小学校に入学前の児童)
- 修学旅行など学校教育の一環として、宮島での行事や活動に参加する学生(大学生を除く)と、その引率者や付添人

廿日市市HP から様式をダウンロードして学校長の証明を取り、乗船時に船舶会社に提出してください。

- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳のいずれかを交付されている方
(介助者は税がかかります)
- 宮島に住所を有する方*
- 宮島にある事務所や事業所、学校に通勤・通学する方*
(48時間/月以上の雇用・修学時間がある者に限る)

※訪問の際は、廿日市市が発行する課税対象外証明書を船舶会社等に提示し、乗船料のみを支払うこととなります。

税率

納税義務者(税を納める方)は、①か②のどちらかの納付方法を選ぶことができます。

- ① 宮島を訪問(入域)するごとに1人1回 100円
- ② 1年分を一時に納付する場合は、1人1年ごとに 500円(1年間はそれ以上の納付は不要)

②の場合は、初回の訪問(入域)予定日の前月10日までに、市役所本庁、宮島支所または大野支所で申告し税を納付してください。また、廿日市市公式LINEからも申請手続きができます。その際に、1年分一時納付証明書を交付しますので、訪問の際は船舶会社等に提示し乗船料のみを支払うこととなります。

宮島訪問税は、持続可能な観光地域づくりに役立っています。